

第21期第35回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月1日(火) 14時00分から14時18分まで
- 2 開催場所 高知市升形5-37 オリエントホテル高知 2階「松竹の間」
- 3 出席委員 木下清、問可柁善、志磨村公夫、瀧澤満、畠中悠、前田浩志、新保輝幸、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、三谷英子(計12名)
- 欠席委員 柴田皓司、安岡栄一、参田敦
- 署名委員 畠中悠、前田浩志
- 県出席者 水産振興部 田中部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、中村チーフ、飯田主幹
- 4 審議事項
- 第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
- 第2号議案 高知県漁業調整規則(令和2年規則73号)第13条に規定する許可等の条件の変更について

5 議事内容

- 織田事務局長 定刻となりましたので、ただ今より第35回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 会に先立ちまして、資料の差し替えがございます。資料1の6ページ目と7ページ目に修正がございましたので、修正後のものを本日お配りしております。また、資料2も修正がございますので、お席にご用意しましたものと差し替えをお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。
- 会議は委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
- では、会長、お願いいたします。
- 木下会長 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
- それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
- 田中部長 田中でございます。委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の折、第35回の海区漁業調整委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
- 本日ご審議願いますのは、議案が2件ございます。
- 第1号議案につきまして、高知県資源管理方針が11月18日開催しました第34回の海区漁業調整委員会を経て策定されました。漁業法の改正に伴い、TAC法が廃止となります。これに伴い、県計画で定めていましたTAC魚種については、今後、漁業法に基づき管理することとなります。現在、

県計画で定めております、「まあじ」及び「まいわし」については、12月末で管理期間が終了しますので、新たに定めた方針に基づき、1月から管理していくためにご審議いただくものです。

第2号議案は、高知県漁業調整規則（令和2年規則第73号）の規定により、許可等に別添案の条件を付けることにつきまして、ご審議いただくものです。

委員の皆様には、ご審議のうえ、適切なお意見・ご答申をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、柴田委員、安岡委員、参田委員の3名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員、前田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第584号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第8項に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。令和2年11月25日。高知県知事濱田省司。

資料ですが、1ページが諮問文、2ページから7ページが方針の案、8ページが国からの通知文、9ページが概要、10ページが方針の変更から決定までの流れ、11ページから13ページが参考資料です。

9ページをお願いします。

まずTAC制度についてですが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、水産資源を持続的に利用するために、漁期毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種です。現在は、このTAC法に基づき「県計画」を定めておりますが、漁業法の改正に伴い、TAC法が廃止され、本日より資源管理に関する事項はすべて漁業法へ移行し管理することとなります。

したがって、TAC法の県計画で定めていた魚種ごとの漁獲可能量は、漁業法に基づき策定する、高知県資源管理方針において定められます。この

方針については、令和2年11月18日の第34回の委員会においてお諮りし、11月25日付で農林水産大臣から認可いただいたところですが、令和3年1月から管理が開始する魚種について、新たに管理方法を定める必要が生じたため、今回ご審議いただくものです。

10ページをご覧ください。方針変更、決定の流れでございます。基本的な流れに変更はございません。法律がTAC法から漁業法へ、国の基本計画が基本方針、県計画としていたものが方針に変わります。10ページ真ん中左側の「①基本方針の策定」になりますが、農林水産大臣が、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料の右側「②県方針の策定」になりますが、県知事は、その割当量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、本日の委員会になりますが、漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

次に資料8ページをお開きください。8ページは農林水産大臣から、魚種毎の当初の割当数量が記載されております。今回、新たに県の方針へ定める魚種は、8ページのうち「まあじ」及び「まいわし」です。「まあじ」及び「まいわし」の知事管理分の漁獲可能量については、「現行水準」となっております。これまでは「若干」と定めておりましたが、法改正に伴い、「漁獲可能量を定めなければならない」と規定されたことから、現行水準の場合、目安とする数量を明示することとなりました。なお、これは、まあじ及びまいわしにつきましては、近年の漁獲実績割合を元に割り当てられたものです。

「まあじ」及び「まいわし」については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理する必要がありますので、今回新たに定める方針に魚種ごとに定めます。

6ページにまあじ、7ページにまいわしを定めています。6ページをお開きください。上から順に説明しますと、第1に特定水産資源の種類、「まあじ」を記載し、第2に知事管理区分、「高知県まあじ漁業」と定めております。(1)対象となる水域は、(2)の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域。(2)対象とする漁業は、高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業で、(3)漁獲可能期間は周年です。(4)に漁獲量の管理の手法等とし、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量の報告期限は、陸揚げした日

からその日の属する月の翌月 10 日までとしています。第 3 に配分の基準、全量を知事管理区分に配分としています。第 4 には本県でまあじを多く漁獲している漁業の種類ごとに漁獲努力量を定めております。これは、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理するために漁獲努力量を定めております。

7 ページのまいわしについても同様に定めております。

前回お諮りしたときからの変更点につきましては、日付、5 ページの第 8 の追加、6、7 ページの別紙です。

以上のように、今回ご審議いただくのは、農林水産大臣から通知のありました漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県漁業管理課のホームページ上で掲載及び県公報へ漁獲可能量を告示することとします。なお、現在水産庁と協議が終了していないため、内容の変更を伴わない軽微な文言等の修正等入る可能性があります。その際は事務局に一任していただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

新保委員

6 ページ以降、差し替えが入ったかと思いますが、新しい方で、第 3 の「高知県まあじ漁業区分」で、古い方が「知事管理区分」だったかと思いますが、読み上げでは「知事管理区分」だったかと。この 2 つでどういう風に違うのですか。よく分からないので、教えていただきたいです。

飯田主幹

知事管理区分のうち、高知県でまあじを採捕する漁業に、全て配分する、という意味です。

新保委員

差し替えの方が正しいのですか。

飯田主幹

すみません、説明で……。はい、差し替えた方が正しいです。

木下会長

他にございませんか。

石田委員

まあじ、まいわし共通なのですが、漁獲努力量で管理する、という内容になっていると思うのですが、別紙 1-1、1-2 とともに、大臣から知事への文書にあった、目安の何トンが、まあじですと 2,364 トンがここに入っていないのですが、これは別紙に入れなくても問題ないということですね。

飯田主幹 水産庁から指導がございまして、別紙に記載するのは目安量を超えないように管理するための漁獲可能量を示しておけばいいということで、管理の手法として高知県では漁獲可能量以上のものは捕らないように管理する、ということの方針の中に記載しております。

石田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

木下会長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長 他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長 ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。
続きまして、第2号議案、「高知県漁業調整規則（令和2年規則第73号）第13条に規定する許可等の条件の変更について」を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

飯田主幹 それでは資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第585号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年規則第73号、以下「規則」という。）第13条第2項の規定により、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項で定める中型まき網漁業のうち火光利用いわし、あじ、さば中型まき網漁業及び規則第4条第1項第5号で定める小型まき網漁業のうち火光利用いわし小型まき網漁業の許可に別添案のとおり条件を付けたいので諮問します。令和2年11月25日。高知県知事濱田省司。
資料ですが、1ページが諮問文、2ページが条件の案、3、4ページが新旧対照表、5ページが概要です。
5ページ概要をお願いします。高知県漁業調整規則（昭和48年規則第14号、以下「旧規則」という。）第45条において電気設備の制限が定

められており、火光利用いわし、あじ、さば中型まき網漁業及び火光利用いわし小型まき網漁業の許可が対象となっております。この制限は、規則で定められていたため、許可等の条件としては定められていませんでした。

今回の規則改正に伴い、この電気設備の制限については、各地域や漁業種類に応じて定めることが望ましく、許可等の条件で規定することが適当であることから規則から削除し、許可等の条件で規定するため、改正後の高知県漁業調整規則（令和2年規則第73号、以下「新規則」という。）第13条に規定する許可等の条件で新たに条件として付けることについてご審議いただくものです。

知事は、許可等の条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならないと定められています。この規定に基づき対象の漁業者へ通知し、令和2年11月4日から同月18日まで意見陳述の期間を設けましたが、意見は提出されませんでした。

新たに付ける条件については、それぞれ2ページに案を記載しております。3ページ新旧対照表をご覧ください。左が新の案で、右が旧の条件となっております。中型まき網漁業については、（4）1漁船あたりの発電機（蓄電池を含む。）の容量は7.5キロワット以内、集魚灯に使用する電球の容量は7.5キロワット以内とする。を条件として新たに定めます。4ページ、小型まき網漁業については、（7）1漁船あたりの発電機（蓄電池を含む。）の容量は7.5キロワット以内とする。を条件として新たに定めます。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」という者あり。）

木下会長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

第2号議案、「高知県漁業調整規則（令和2年規則第73号）第13条に規定する許可等の条件の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

これをもちまして、第35回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会)

本書は、第21期第35回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 畠中 悠 _____

議事録署名委員 前田 浩志 _____